

邑楽町告示第67号

平成23年第1回邑楽町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成23年5月19日

邑楽町長 金子正一

1. 期 日 平成23年5月23日
2. 場 所 邑楽町役場 議 場
3. 件 名
  - 1 議長の選挙
  - 2 副議長の選挙
  - 3 常任委員の選任
  - 4 議会運営委員の選任
  - 5 東毛広域市町村圏振興整備組合議会議員の選挙
  - 6 邑楽館林医療事務組合議会議員の選挙
  - 7 館林地区消防組合議会議員の選挙
  - 8 大泉町外二町環境衛生施設組合議会議員の選挙
  - 9 太田市外三町広域清掃組合議会議員の選挙
  - 10 専決処分の承認を求めることについて
  - 11 専決処分の承認を求めることについて
  - 12 専決処分の承認を求めることについて
  - 13 邑楽町税条例の一部を改正する条例
  - 14 監査委員の選任につき同意を求めることについて
  - 15 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

○応招・不応招議員

○応招議員（14名）

1番	塩井早苗	議員	2番	原義裕	議員
3番	松村潤	議員	5番	神谷長平	議員
6番	半田晴	議員	7番	坂井孝次	議員
8番	大野貞夫	議員	9番	田部井健二	議員
10番	小沢泰治	議員	11番	岩崎律夫	議員
12番	小島幸典	議員	13番	立沢稔夫	議員
14番	本間恵治	議員	15番	細谷博之	議員

○不応招議員（なし）

平成23年第1回邑楽町議会臨時会議事日程

平成23年5月23日（月曜日） 午前10時開会

邑楽町議会議場

（その1）

- 第 1 仮議席の指定
- 第 2 議長の選挙

（その2）

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 副議長の選挙
- 第 5 常任委員の選任
- 第 6 議会運営委員の選任
- 第 7 東毛広域市町村圏振興整備組合議会議員の選挙
- 第 8 邑楽館林医療事務組合議会議員の選挙
- 第 9 館林地区消防組合議会議員の選挙
- 第10 大泉町外二町環境衛生施設組合議会議員の選挙
- 第11 太田市外三町広域清掃組合議会議員の選挙
- 第12 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 第13 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
- 第14 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて
- 第15 議案第24号 邑楽町税条例の一部を改正する条例
- 第16 同意第 1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 第17 同意第 2号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

追加議事日程

- 第 1 閉会中の継続調査について

○出席議員（14名）

1番	塩井早苗	議員	2番	原義裕	議員
3番	松村潤	議員	5番	神谷長平	議員
6番	半田晴	議員	7番	坂井孝次	議員
8番	大野貞夫	議員	9番	田部井健二	議員
10番	小沢泰治	議員	11番	岩崎律夫	議員
12番	小島幸典	議員	13番	立沢稔夫	議員
14番	本間恵治	議員	15番	細谷博之	議員

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

金子正一	町長
中村紀雄	総務課長
半田実	税務課長
諸井政行	保険年金課長

---

○職務のため議場に出席した者の職氏名

田口茂雄	事務局長
田部井春彦	書記

---

○田口茂雄事務局長 本日の臨時会は、一般選挙後最初の議会でございます。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。出席議員中、大野貞夫議員が年長でありますので、ご紹介申し上げます。

---

◎開会及び開議の宣告

○大野貞夫臨時議長 ただいま紹介をされました大野貞夫です。

まず、本日ここに、出席をされております14名の新議員の皆さんに対しまして、このたびの町会議員の大変激戦の中を勝ち上がってきたことに対しまして、改めて敬意をあらわしたいと思います。今後、任期4年間、議員の皆様におかれましては、議会制民主主義の理念に基づいて、町当局の執行機関のチェック機能を発揮すると同時に、行政と議会の車の両輪の役割を十分に果たすべく、よりよき邑楽町発展のために大いに汗をかいていただきたいと思っております。

それでは、地方自治法第107条の規定により臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく願いいたします。

ただいまから平成23年第1回邑楽町議会臨時会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。

[午前10時00分 開議]

---

◎日程第1 仮議席の指定

○大野貞夫臨時議長 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席とします。

ここで、暫時休憩します。

[午前10時05分 休憩]

---

○大野貞夫臨時議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

[午前10時45分 再開]

---

◎日程第2 議長の選挙

○大野貞夫臨時議長 日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

○大野貞夫臨時議長 ただいまの出席議員数は14人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に松村潤議員、神谷長

平議員、半田晴議員を指名します。

これより投票用紙を配付をします。

〔投票用紙配付〕

○大野貞夫臨時議長 念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、点呼に応じて順次投票願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大野貞夫臨時議長 なしと認めます。

続きまして、投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○大野貞夫臨時議長 異状なしと認めます。

それでは、ただいまから投票を行います。事務局長が氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

田口事務局長。

○田口茂雄事務局長 命によりまして、点呼をとらせていただきます。

塩井早苗議員、原義裕議員、松村潤議員、神谷長平議員、半田晴議員、坂井孝次議員、田部井健二議員、小沢泰治議員、岩崎律夫議員、小島幸典議員、立沢稔夫議員、本間恵治議員、細谷博之議員、大野貞夫議員。

以上でございます。

○大野貞夫臨時議長 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大野貞夫臨時議長 投票漏れなしと認めます。

これにて投票を終了します。

次に、開票を行います。

松村潤議員、神谷長平議員、半田晴議員、開票の立ち会いを願います。

〔開 票〕

○大野貞夫臨時議長 それでは、ただいまの選挙の結果を報告をいたします。

投票総数14票。

有効投票		14票
無効投票		0票
有効投票中	立沢 稔夫議員	7票
	本間 恵治議員	6票
	岩崎 律夫議員	1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、立沢稔夫議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○大野貞夫臨時議長 ただいま議長に当選された立沢稔夫議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。

それでは、立沢稔夫議員、あいさつをお願いいたします。

○立沢稔夫議長 ただいま議員の皆さんの慎重審議の投票の中で、7票というたくさんの票をいただきまして、議長に当選させていただきました。本当にありがとうございました。

14人の議員の中でございます。それぞれ皆さんの考えの中で投票いただいたことに対しまして、本当に真摯に受けとめた中で、皆様方に多大なる感謝を申し上げたいと思います。

しかし、やはりその票の重さはひしひしと私の胸に感じてまいります。やはり議長という職は、並大抵にできる職ではございません。まだまだ未知数の私でございます。幾ら8年間の経験があったとしても、やはり先輩方もおります。そして、また新しく入ったたくさんの議員の皆さんもおります。ぜひ皆さんとともに議会のこれからの活動をいろんなお力をおかりし、誠心誠意議会運営に努めていきたい、こんなふうに思っているわけでございます。

これからもたくさんの難問題も出てくると思います。どうかそういったことも皆様方のたくさんの投票を心に入れまして、皆様方のご意見を調整しながら議会運営に努めていきたい、そんなふうに思っておりますので、これからも皆様方の温かいご支援を切にお願い申し上げまして、皆様方に対する感謝の言葉にかえさせていただきます。

大変ありがとうございました。

○大野貞夫臨時議長 それでは、立沢議長、議長席にお着きを願います。

これで臨時議長の職務は終了しました。大変ご協力ありがとうございました。

〔立沢新議長、議長席に着く〕

○立沢稔夫議長 ただいま大野議員には臨時議長大変ご苦労さまでした。深く感謝申し上げます。ご苦労さまでございました。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。

〔午前11時02分 休憩〕

---

○立沢稔夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午前11時15分 再開〕

---

◎諸般の報告

○立沢稔夫議長 ここで、日程に入る前に、改めて諸般の報告をします。

監査委員から監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、今期臨時会に、説明員として出席通知がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

これからの議事日程は、議席に配付したとおりであります。

---

◎日程第1 議席の指定

○立沢稔夫議長 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長が定めることになっております。

これより議席の番号と議員の氏名を事務局長より朗読させます。

田口事務局長。

○田口茂雄事務局長 それでは、命によりまして、議席番号等を読み上げさせていただきます。

1番、塩井早苗議員、2番、原義裕議員、3番、松村潤議員、5番、神谷長平議員、6番、半田晴議員、7番、坂井孝次議員、8番、大野貞夫議員、9番、田部井健二議員、10番、小沢泰治議員、11番、岩崎律夫議員、12番、小島幸典議員、13番、立沢稔夫議員、議長です。14番、本間恵治議員、15番、細谷博之議員。

以上でございます。

○立沢稔夫議長 ただいま事務局長が朗読したとおり議席を指定いたします。

---

◎日程第2 会議録署名議員の指名

○立沢稔夫議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において塩井早苗議員、原義裕議員を指名します。

---

◎日程第3 会期の決定

○立沢稔夫議長 日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○立沢稔夫議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

---



◎日程第4 副議長の選挙

○立沢稔夫議長 日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○立沢稔夫議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○立沢稔夫議長 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

副議長に岩崎律夫議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名しました岩崎律夫議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○立沢稔夫議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました岩崎律夫議員が副議長に当選しました。

ただいま副議長に当選されました岩崎律夫議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。

岩崎律夫議員、ごあいさつをお願いいたします。

○岩崎律夫副議長 一言ごあいさつ申し上げます。

ただいま皆様のご推薦をいただき、副議長の仕事を担当することになりました。議長を補佐し、議会活動を通しまして、まちづくりのために少しでもお役に立てるよう努めてまいりたいと考えております。

皆様のご支援、ご協力を心からお願い申し上げます。大変ありがとうございました。

○立沢稔夫議長 ここで、暫時休憩をします。

〔午前11時22分 休憩〕

---

○立沢稔夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午後 1時00分 再開〕

---

◎日程第5 常任委員の選任

○立沢稔夫議長 日程第5、常任委員の選任を行います。

お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、細谷博之議員、小沢泰治議員、田部井健二議員、大野貞夫議員、原義裕議員、塩井早苗議員、私、立沢稔夫、以上7名を総務教育常任委員会の委員とします。

本間恵治議員、小島幸典議員、坂井孝次議員、半田晴議員、神谷長平議員、松村潤議員、岩崎律夫議員、恒例として副議長含めて、以上7名を産業福祉常任委員会の委員にそれぞれ指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○立沢稔夫議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました以上の方々を、それぞれ常任委員会の委員に選任することに決定しました。

ここで、各常任委員会を開催し、正副委員長の互選を行うため、暫時休憩をいたします。

〔午後 1時03分 休憩〕

---

〔立沢稔夫議長退場〕

○岩崎律夫副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長にかわりまして議事を進めさせていただきます。ご協力をお願いいたします。

〔午後 2時20分 再開〕

---

#### ◎議長の常任委員辞退

○岩崎律夫副議長 ただいま議長から職掌柄総務教育常任委員を辞退したいとの申し出がありました。

よって、この際本件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎律夫副議長 異議なしと認めます。

議長の総務教育常任委員の辞退の件を日程に追加し、直ちに議題とします。

お諮りします。本件は、議長からの申し出のとおり、総務教育常任委員を辞退することについて同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎律夫副議長 異議なしと認めます。

よって、議長からの申し出のとおり、総務教育常任委員を辞退することについて、同意することに決定しました。

以上で私の職務は終了しました。ご協力ありがとうございました。

議長と交代いたします。

〔立沢稔夫議長入場〕

〔副議長、議長と交代〕

---

○立沢稔夫議長 各常任委員会における正副委員長の互選についての報告がありましたので、その結果を報告します。

総務教育常任委員会は、委員長に田部井健二議員、副委員長に大野貞夫議員。

産業福祉常任委員会は、委員長に小島幸典議員、副委員長に坂井孝次議員が互選されました。

以上であります。

---

◎日程第6 議会運営委員の選任

○立沢稔夫議長 日程第6、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、細谷博之議員、田部井健二議員、大野貞夫議員、小島幸典議員、坂井孝次議員、神谷長平議員、以上6名を議会運営委員会の委員に指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○立沢稔夫議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました以上の方々を議会運営委員会の委員に選任することに決定しました。

ここで、議会運営委員会を開き、正副委員長の互選を願うため、暫時休憩をいたします。

〔午後 2時25分 休憩〕

---

○立沢稔夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午後 2時50分 再開〕

---

○立沢稔夫議長 議会運営委員会における正副委員長の互選についての報告がありましたので、その結果を報告します。

議会運営委員会では、委員長に細谷博之議員、副委員長に大野貞夫議員が互選されました。

以上であります。

暫時休憩をいたします。

〔午後 2時51分 休憩〕

---

○立沢稔夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午後 4時55分 再開〕

---

◎会議時間の延長

- 立沢稔夫議長 本日の会議は都合によりあらかじめこれを延長いたします。  
暫時休憩をいたします。

〔午後 4時56分 休憩〕

---

- 立沢稔夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午後 5時45分 再開〕

---

◎日程第7 東毛広域市町村圏振興整備組合議会議員の選挙

- 立沢稔夫議長 日程第7、東毛広域市町村圏振興整備組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 立沢稔夫議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 立沢稔夫議長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

東毛広域市町村圏振興整備組合議会議員に、私、立沢稔夫を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました私、立沢稔夫を東毛広域市町村圏振興整備組合議会議員の当選人とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 立沢稔夫議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました立沢稔夫が東毛広域市町村圏振興整備組合議会議員に当選しました。

ごあいさつを申し上げます。ただいま私、立沢稔夫が東毛広域市町村圏振興整備組合議会議員に当選させていただきました。一生懸命頑張りたいと思いますので、皆様のご協力よろしくお願いたします。

---

◎日程第8 邑楽館林医療事務組合議会議員の選挙

○立沢稔夫議長 日程第8、邑楽館林医療事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○立沢稔夫議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○立沢稔夫議長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

邑楽館林医療事務組合議会議員に、岩崎律夫議員、塩井早苗議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました岩崎律夫議員、塩井早苗議員を邑楽館林医療事務組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○立沢稔夫議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました岩崎律夫議員、塩井早苗議員が邑楽館林医療事務組合議会議員に当選されました。

ただいま邑楽館林医療事務組合議会議員に当選されました岩崎律夫議員、塩井早苗議員が議場にいらっしゃいますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。

当選人を代表しまして、岩崎律夫議員からごあいさつをお願いします。

○11番 岩崎律夫議員 ただいま邑楽館林医療事務組合議会議員選出されました塩井議員と私、岩崎でございます。

館林厚生病院には、現在抱えている幾つかの課題があると思っております。皆様からもご提案をいただいたり、私自身も塩井議員と一緒に頑張って勉強しながら取り組んでまいりたいと考えております。

どうぞ皆様の応援をお願い申し上げます。

---

◎日程第9 館林地区消防組合議会議員の選挙

○立沢稔夫議長 日程第9、館林地区消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○立沢稔夫議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○立沢稔夫議長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

館林地区消防組合議会議員に、田部井健二議員、松村潤議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました田部井健二議員、松村潤議員を館林地区消防組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○立沢稔夫議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました田部井健二議員、松村潤議員が館林地区消防組合議会議員に当選されました。

ただいま館林地区消防組合議会議員に当選されました田部井健二議員、松村潤議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。

当選人を代表しまして、田部井健二議員からごあいさつをお願いします。

○9番 田部井健二議員 ただいま館林地区消防組合議会議員に私、田部井健二と松村潤議員が推薦をされ、当選をさせていただきました。

ご承知のとおり消防組合は火事の消火や緊急搬送だけではなく、東日本大震災を経験をいたしました。こういった大災害が起きたときに、第一線で活躍をしていただく機関でございます。私たちは、こういった消防署員を叱咤激励をし、応援をし、そして温かく見守ってやってやりたいと思っております。どうかよろしくお願いをいたします。

---

#### ◎日程第10 大泉町外二町環境衛生施設組合議会議員の選挙

○立沢稔夫議長 日程第10、大泉町外二町環境衛生施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いを。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○立沢稔夫議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いを。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○立沢稔夫議長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

大泉町外二町環境衛生施設組合議会議員に、小島幸典議員、小沢泰治議員、私、立沢稔夫を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました小島幸典議員、小沢泰治議員、私、立沢稔夫を大泉町外二町環境衛生施設組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○立沢稔夫議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました小島幸典議員、小沢泰治議員、私、立沢稔夫が大泉町外二町環境衛生施設組合議会議員に当選しました。

ただいま大泉町外二町環境衛生施設組合議会議員に当選されました小島幸典議員、小沢泰治議員、立沢稔夫が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。

当選人を代表しまして、小島幸典議員からごあいさつをお願いします。

○12番 小島幸典議員 ただいま選任をいただきました立沢議員、小沢議員、3人を代表いたしまして、私、小島幸典がごあいさつさせていただきます。

今後とも環境衛生施設に一層の成果が上がりますよう、呂楽町議員の代表として一層努力して、よき組合にできるよう頑張りたいと思います。よろしく願いいたします。

---

#### ◎日程第11 太田市外三町広域清掃組合議会議員の選挙

○立沢稔夫議長 日程第11、太田市外三町広域清掃組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○立沢稔夫議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○立沢稔夫議長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

太田市外三町広域清掃組合議会議員に、大野貞夫議員、私、立沢稔夫を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました大野貞夫議員、私、立沢稔夫を太田市外三町広域清掃組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○立沢稔夫議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました大野貞夫議員、私、立沢稔夫が太田市外三町広域清掃組合議会議員に当選しました。

ただいま太田市外三町広域清掃組合議会議員に当選しました大野貞夫議員、私、立沢稔夫が議場におりますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。

当選人を代表しまして、大野貞夫議員からごあいさつをお願いいたします。

○8番 大野貞夫議員 ただいま太田市外三町広域清掃組合議会、この推薦を受けました立沢稔夫議長並びに私、大野貞夫でございます。

私ごとについては、先ほどの全協の中でも私の希望する旨を受け入れていただきまして、まことにありがとうございます。

今社会は非常に大量消費時代、こういう中で非常にごみの問題というものについては、非常にもう社会的な問題として、これをやはり我々国民として考えていかなければならない。こういうような大変重要な問題でもあろうと思います。

私は、これから大いに勉強させていただいて、邑楽町のためにもこのごみの再資源化事業ということについて、一生懸命頑張って、立沢議長ともども汗をかいていきたいというふうに思っております。どうか皆様のご協力をよろしくをお願いいたします。ありがとうございました。

---

#### ◎日程第12 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

○立沢稔夫議長 日程第12、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

○金子正一町長 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が平成23年3月30日に公布され、出産育児一時金について、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間、支給額が35万円から39万円に暫定措置されていましたが、平成23年4月1日から恒久化されたことに伴い、邑楽町国民健康保険条例の条文整備等の必要が生じたので、本条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月31日付で専決処分を行った次第であります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○立沢稔夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○立沢稔夫議長 なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○立沢稔夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより承認第1号 専決処分の承認を求めることについて採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○立沢稔夫議長 起立全員。

よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

◎日程第13 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

○立沢稔夫議長 日程第13、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

○金子正一町長 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布され、平成23年4月1日から施行されたことに伴い、邑楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月31日付で専決処分を行った次第であります。

改正の内容については、平成23年度の国民健康保険税から基礎課税額に係る課税限度額を50万円から51万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を13万円から14万円に、介護納付金に係る課税限度額を10万円から12万円にそれぞれ引き上げるものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○立沢稔夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○立沢稔夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○立沢稔夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより承認第2号 専決処分の承認を求めることについて採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○立沢稔夫議長 起立全員。

よって、承認第2号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

◎日程第14 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

○立沢稔夫議長 日程第14、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

○金子正一町長 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

平成23年度邑楽町一般会計補正予算（第1号）につきましては、東日本大震災に係る被害への対策及び被災者への支援を緊急に講じる必要が生じたため、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,879万9,000円を追加し、予算の総額を75億9,479万9,000円とする補正予算を地方自治法第179条第1項の規定に基づき、去る4月1日付で専決処分をいたした次第であります。

歳入については、財政調整基金繰入金4,879万9,000円の増額であります。歳出については、消防費4,880万円の増額であり、そのうち町内の被害を受けた方への災害見舞金が2,600万円、同じく災害復旧に係る緊急資金融資制度の創設に係る費用が20万円、町廃材収集場所管理業務委託料11万1,000円、残りの2,248万9,000円が東北地方からの避難者に対する避難所の設置及びその維持管理費に係る経費であります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○立沢稔夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

本間恵治議員。

○14番 本間恵治議員 ただいま説明がございましたけれども、平成23年度の邑楽町予算、前年度から比べると当初予算が8.1%増ということでの船出でございました。そしてまた、今回は補正で出ております4,879万9,000円ですか、これを含めると、前年度と比較するとおおむね9%の前年度予算に対する増額というふうになっていると私は思います。この点についてどのように町長はお考えなのか、まずお聞きしたいと思います。

○立沢稔夫議長 金子町長。

○金子正一町長 当初予算の8.1%から9%にふえたということについての考え方ではありますが、当初予算につきましては、既に施政方針等でお示しをしたわけではありますが、前年に比較いたしまし

て、いわゆる町業務執行の上での費用が全体、具体的に申し上げますと、石打の建築等にかかわる委託費の増等あるわけでありますが、そういった形での予算増、加えて0.9%ふえたということについては、ただいま提案理由の説明で申し上げました。大変自然災害ということで未曾有の状況があったわけであります。

こういった形の中でいち早く被災地の皆さんへと、あるいは町に起きました被害ということについて対応すべく、この補正をお願いしているものでございまして、言ってみれば緊急避難的な災害に対応するということでのご理解を賜ればと、このように思っております。

○立沢稔夫議長 本間恵治議員。

○14番 本間恵治議員 この当初予算には、各学校、幼稚園等々エアコンを取りつけるということで3億有余の予算も計上されているわけでございます。この震災復興に関して、計画停電等も予定されているわけでございますけれども、私はそういう予算をこの現在の補正予算は、その震災復興のための予算ということで、私はこれはしようがないだろうというふうな考えもありますけれども、同じ補正を23年度当初の議会で出すのであれば、私はもう少し精査した中で、そういう中身もきちんと検討した中で、町として、行政として対応していただきたいというふうにも思いますが、そのことについて町長はどのようなお考えでしょうか。

○立沢稔夫議長 金子町長。

○金子正一町長 お答えいたします。

23年度の予算ということに限定をすれば、実はこの災害が発生したのが3月11日ということになります。この間については、22年度の予算ということで予備費等を流用させていただいて、23年3月31日までの間については、そのような対応させていただいたわけでありまして、先ほども総務課長のほうから説明がありましたが、23年度の予算については、このような災害想定をしていなかったという部分もあるわけでありまして、23年度予算には組んでいなかったということでありまして。

したがって、この22年度の予算の予備費流用と23年度の補正ということの予算ということで、この辺のところをご理解いただければというふうに思っております。

なお、この震災については、まだ未知数の部分がありまして、これからどのような状況になってくるのかわかりませんが、そのような状況があった場合は、いち早く対応していかなければならないのかなと、こんなふうに思っております。

○立沢稔夫議長 本間恵治議員。

○14番 本間恵治議員 それでは、今度は、その震災復興に対する町の運営に当たりまして、中身についてお聞きしたいと思います。

指定管理者制度になりまして、福祉センター寿荘ですか、それを休館させた中で、町としては当初町長は100名を受け入れるのだということで議会には報告がございました。そして、その受け入

れるべく一生懸命やってきたのではないかなと私は思います。

そういう中で、100人泊まれる布団を購入したとか、そういう話がございますけれども、そういうことにつきまして、できるだけ細かく、3月の補正で対応したのか、今年度の予算に計上されているのか、そういう点を細かく報告願いたいと思います。

○立沢稔夫議長 中村総務課長。

○中村紀雄総務課長 先ほど町長からも答弁がございましたとおり、この災害に対する町の予算というものは、22年度、23年度ということで切れ間なく対応すべき予算を執行してまいりました。

22年度については、予備費から対応したいということで答弁をしております。結果としますと、予備費が279万3,000円の予算を執行してまいりました。この中に先ほど本間議員からもお話がございました布団の購入等で100組ほど布団を購入しました。これに係る予算が54万8,000円ほどかかりました。それと、幼稚園等の直接的な公共施設の修繕も必要となりまして、42万3,000円ほど、それと屋外放送等も被害を受けまして、アンプ等の購入等修理ということで46万7,000円等々の3月11日から3月31日までに關する予算の執行をしてきたところでございます。

寿荘のほうへの集中的な受け入れということで100名ということで予定しました。結果としては、そういう状況に至らなかったわけでありまして、指定管理者である社会福祉協議会等のご協力もいただきながら準備をしてきておりまして、4月25日までですか、全館閉館ということで対応しております。それ以降、受け入れの状況が進まないということで開館をして、今日に至っているという状況でございます。

今後、受け入れをしなければならない状況が発生した場合には、福祉センター寿荘を中心的な受け入れ施設として、また対応していきたいというふうを考えているところでございます。

以上でございます。

○立沢稔夫議長 本間恵治議員。まとめです。

○14番 本間恵治議員 ちょっと待ってください。私は別々に質問しているのですから、3回ではないでしょう。1つの質問に対して3回以上は私はやっていないですよ。

それでは、私は別の質問をさせていただきます。災害見舞金についてでございますけれども、当初町長は20万円以上に対して、20万円以上かかった費用に対して2万円を支給すると、議会では申しました。それがあるとき、私は区の総会行ったら、私のところの区長さんは、10万円以上が2万円になりましたと、そういうお話をいただきました。私は何も知らないまま区の総会で区長さんのごあいさつで聞いたのが最初でございました。それで、総務課長にたきました。なぜそういう話になったのだと、町長は、議会では館林市の市長と先走らないで、みんなで相談して決めようということで、20万円は2万円の見舞金を出すと、これは変えられないのだと、町長はそういう進言したのですね。総務課長のほうは、できるだけ努力をしますというふうな形で答えていたのかなと私は思います。町長よりも総務課長の意見が通るのですか。私は、これもおかしい。まして総務

課長に聞いたときには、なぜそういう話になったのだと言ったら、議長と議運の委員長と総務・文教常任委員長にはお話ししましたと、そういう話だったのですよ。ほかの議員さんには話がないのですか。知っている人もほかにいるのですか。私だけ知らなかったのですか、教えてもらえなかったのですか。その点きちんとした明確な答えを伺いたいと思います。

○立沢稔夫議長 金子町長。

○金子正一町長 今ご質問のとおりであったわけでありますが、この見舞金については、館林市、邑楽郡の1市5町の首長の中で相談をして、この見舞金の支給をいこうということで決定した経緯があります。

その被害の金額であります、1市5町の中では20万円というようなことでの申し合わせがあったことはそのとおりであります。その後、町へ持ち寄りまして、全員協議会の中でもこの部分については議論をされたかと思いますが、できるだけ幅広く支給ができるような形をとったらどうだろうかというような全員協議会の中でもお話があったかと思えます。

したがって、町として少しでも、一人でも多くの被害を受けられた皆さん方に支給をするという考えから10万円ということでこの被害額を下げたという経緯はあります。

さて、その下げた金額を議員さん全員にはお知らせはしなかったではないかということですが、この部分について、今本間議員のほうから言われましたように、代表ということはどうかと思えますけれども、そのような形で10万円に下げて、そして一律2万円ということで決定をされた経緯もあるわけでございまして、この趣旨、ねらいというのは、一人でも多くの被害を受けた方への見舞金という考え方に立っているわけでございまして、よろしくご理解を賜ればと、こんなふうに思っております。

○立沢稔夫議長 本間恵治議員。

ただいま本間議員からの質問が続いておりますけれども、一応特別に認めるという形で続けさせていたきたいと思えます。

○14番 本間恵治議員 今町長は、そのことについて町民のために金額を下げた、というふうに言いました。それは私もよく理解はできますよ。でも、では対外的に首長同士で決めたのに、邑楽町だけがそういうふうに抜け駆けしてやったということについての町長のやはり対外的な部分での責任とか、そういう部分についてはどのようにお考えなのですか。

○立沢稔夫議長 金子町長。

○金子正一町長 これについては、先ほども1市5町の中での申し合わせということでありまして、当然10万円に下げるということについては、各市町の首長さんにも邑楽町の場合、このような形で計画をさせていただきますということで理解をいただいて実施をしたという経緯でございます。

○立沢稔夫議長 本間恵治議員。

〔「議長、何回認めるのだ、特別に」と呼ぶ者あり〕

○立沢稔夫議長 3問目ですから、これまでです。

これが最後の質問です。

○14番 本間恵治議員 質問する場所が違うから3回、3回なのですよ。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○14番 本間恵治議員 いいのですよ、今までそういう質問の仕方なのですから。

○立沢稔夫議長 これで最後です。

○14番 本間恵治議員 それでは、視点を変えましょう。3月31日まで前年度の予備費を297万3,000円、それを使ったと、それに対して布団100組買いましたと、それは50万有余のお金で買ったと、そういう報告がございました。私は、聞いた話だと、その先ほど全協でも話しましたけれども、福祉センター寿荘に泊まった方は4人だと、その方はもう帰った。町内には8家族17名の方が滞在していると、不幸にもきょう亡くなった方が1人いると、そういうふうな話も伺ったわけですが、そういう中でその100組の布団は、被災地に余ったのを送ったというふうなお話も聞いております。そして、先ほど町長が答えた中には、これからまたそういう方々が、被災された方々が来る場合には、また対応するのだというふうなお話も伺いました。そうするとまた布団を買ったり、またしなくてはならないのかなというふうなこともございます。そういう点では、私はその震災復興のために呂楽町として真剣に対応するという事はいいことだと思いますけれども、やはりそれに対応する適切な対応の仕方というのをもう少し検討していただいた中で対処していただきたいと、そういうふうに思います。要望として私はこれで終わりにします。失礼します。

○立沢稔夫議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○立沢稔夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○立沢稔夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより承認第3号 専決処分の承認を求めることについて採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○立沢稔夫議長 起立全員。

よって、承認第3号は原案のとおり承認することに決定しました。

○立沢稔夫議長 日程第15、議案第24号 邑楽町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

○金子正一町長 議案第24号 邑楽町税条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、東日本大震災による被害が未曾有のものであることにかんがみ、緊急の対応として地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成23年4月27日にそれぞれ公布されたことに伴い、邑楽町税条例の一部を改正する必要が生じたので、ご提案申し上げる次第であります。

改正の内容については、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例、住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例及び固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等の条文を附則に加えるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○立沢稔夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○立沢稔夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○立沢稔夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第24号 邑楽町税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○立沢稔夫議長 起立全員。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

---

〔細谷博之議員退場〕

◎日程第16 同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

○立沢稔夫議長 日程第16、同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

○金子正一町長 同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第197条の規定により、議員のうちから選任する監査委員にあつては、議員の任期によると規定されております。このたび議員のうちから選任する監査委員に、邑楽町大字篠塚963番地、細谷博之氏を選任いたしたいので、議会の同意を得たくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○立沢稔夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○立沢稔夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○立沢稔夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○立沢稔夫議長 起立全員。

よって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定しました。

〔細谷博之議員入場〕

---

〔半田 実税務課長退場〕

◎日程第17 同意第2号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

○立沢稔夫議長 日程第17、同意第2号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

○金子正一町長 同意第2号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

固定資産評価員については、固定資産を適正に評価し、長が行う価格の決定を補助するものとして、税務課長半田実を適任であると認め選任いたしたく、地方税法第404条第2項及び邑楽町税条例第76条の規定に基づき、議会の同意を得たくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。



○立沢稔夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○立沢稔夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○立沢稔夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第2号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○立沢稔夫議長 起立全員。

よって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定しました。

〔半田 実税務課長入場〕

---

◎日程の追加

○立沢稔夫議長 お諮りします。

この際、閉会中の継続調査についてを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○立沢稔夫議長 異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続調査についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

---

◎追加日程第1 閉会中の継続調査について

○立沢稔夫議長 閉会中の継続調査についてを議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に印刷配付しておきました継続調査事項の一覧表のとおり申し出がありました。

お諮りします。各委員長より申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○立沢稔夫議長 異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定いたします。

---

◎町長のあいさつ

○立沢稔夫議長 以上で日程は終了しました。

町長から発言の申し出がありますので、許可します。

金子町長。

○金子正一町長 平成23年第1回邑楽町臨時会に当たり、一言御礼を申し上げます。

初議会ということで議会構成が決定し、立沢議長のもと上程いたしました専決処分の承認を求めることについて、邑楽町税条例の一部を改正する条例について、監査委員及び固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて、いずれも承認、可決、同意をいただき、まことにありがとうございました。

今後、議員のご指導、ご協力をいただき、力を合わせよりよいまちづくりのため努力をしてみたいと思います。今後ともどうぞよろしくお願いを申し上げます。

初議会終了に当たりまして、一言であります、御礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

---

◎閉会の宣告

○立沢稔夫議長 これをもちまして、平成23年第1回邑楽町議会臨時会を閉会いたします。

ご協力まことにありがとうございました。

[午後 6時40分 閉会]